六　市場での売却以外の方法による現金化が困難である場合には、流動性ストレス時に行おうとする市場での売却が法令上制限されないこと。

七　流動性ストレス時の現金化及び当該現金化により取得した金銭を利用することが、信用金庫連合会又は連結子法人等の事業戦略及びリスク管理の方針に反するものではないこと。

八　前各号に掲げるもののほか、信用金庫連合会又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に当該流動資産の現金化を制限する事由が存在しないこと。

九　中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であって、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合には、担保として実際に用いられていない額以下の額である信用金庫連合会又は連結子法人等が担保として用いられていないとみなす任意の資産）であること。

イ　中央銀行等

ロ　中央政府以外の公共部門

ハ　中央清算機関、資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関をいう。）及び振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関をいう。）その他専ら資金及び有価証券の決済、振替又は清算を業として行う者

（管理の適正性）

第十六条　運用上の要件のうち「管理の適正性」とは、流動資産に係る次に掲げる全ての要件をいう。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　信用金庫連合会又は連結子法人等において流動性の管理を行う部署（以下この条において「流動性管理部署」という。）が、流動性ストレス時における現金化を目的として、他の資産と区分して管理していること。

ロ　流動性ストレス時において、流動性管理部署が、当該流動資産の現金化により取得した金銭を流動性の管理のために自由に利用することが随時できる体制を整備していること。

二　当該流動資産の現金化を随時に行うために必要な手続及びシステム（流動性管理部署が流動資産の現金化に必要な情報を収集する体制を含む。）が整備されていること。

三　流動性ストレス時において、同じ種類の資産の現金化に通常必要と考えられる期間内に流動性管理部署が当該流動資産を現金化することが可能であること。

四　前三号に掲げるもののほか、流動性管理部署が、現金化のために必要な権限及び能力を保持していること。

（自由移動性）

第十七条　運用上の要件のうち「自由移動性」とは、流動資産に係る次の各号に掲げるいずれかの要件をいう。

一　当該流動資産を信用金庫連合会又は連結子法人等の海外拠点等又は国内に所在する本店若しくは主たる事務所若しくは営業所若しくは支店若しくは従たる事務所若しくは営業所（以下この条において「拠点等」という。）が保有している場合に、当該流動資産又は当該拠点等が当該流動資産の現金化により取得した金銭を信用金庫連合会又は連結子法人等内で移動させること（当該流動資産が外国通貨建てである場合には、当該流動資産の現金化により取得する当該外国通貨建ての金銭について本邦通貨建ての金銭への両替を行うことを含む。）が、当該拠点等に適用される法令又は規制その他に照らし困難と認められないこと。

二　信用金庫連合会又は連結子法人等の拠点等が保有する流動資産であって、当該拠点等について第四条に定める方法に準じて算出した純資金流出額を上回らない部分に相当するものであること。

第五章　資金流出

第一節　資金流出額

第十八条　資金流出額は、次に掲げる額を合計することにより算出する。

一　リテール無担保資金調達に係る資金流出額

二　ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額

三　有担保資金調達等に係る資金流出額

四　デリバティブ取引等に係る資金流出額

五　資金調達プログラムに係る資金流出額

六　与信・流動性ファシリティに係る資金流出額

七　資金提供義務に基づく資金流出額

八　偶発事象に係る資金流出額

九　その他資金流出額

第二節　リテール無担保資金調達に係る資金流出

（リテール無担保資金調達に係る資金流出額）

第十九条　前条第一号に掲げる「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」とは、リテール無担保資金調達に係る資金の額にこの節に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

（安定預金）

第二十条　リテール預金のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであって、実効的な預金保険制度により預金保護が行われる部分（第三項及び次条第一項において「安定預金」という。）の資金流出率は、五パーセントとする。

一　預金者等と信用金庫連合会又は連結子法人等の間の継続的な取引関係により、預金等の払戻しを請求する蓋然性が低いと認められること。

二　預金者等が日常用いる預金口座に預け入れたものであること。

2　前項の「実効的な預金保険制度」とは、預金保険制度のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう（次項、第二十七条第一号及び第二十九条第二項において同じ。）。

一　速やかに預金保護を行うことが可能であること。

二　預金保護の対象となる預金等の範囲が明確であること。

三　預金等の一部のみが預金保護の対象とされる場合においては、預金等の額にのみ基づいて預金保護の対象とされる上限額が決せられるものであって、かつ、当該上限額以下の部分の全額につき預金保護の対象とされるものであること。

四　預金保護の対象となる預金等の預金者等にとって公知の制度であること。

3　第一項の規定にかかわらず、安定預金のうち、実効的な預金保険制度であって次に掲げる要件の全てを満たすもの（預金保険法の規定に基づき預金保険機構が実施するものを含む。）により預金保護が行われる部分の資金流出率は、三パーセントとする。

一　対象となる金融機関等から預金保護に係る保険料を定期的に徴収することにより、預金保護のために必要な準備金その他これに類する金銭が積み立てられていること。

二　預金保護を行うに際して必要となる準備金その他これに類する金銭からの支払が多額である場合に、政府による保証及び政府からの借入れその他当該金銭の支払に必要な資金を速やかに調達するための適切な方法が整備されていること。

三　預金保護が行われる場合に、当該預金保護の適用についての判断が行われた後七業務取扱日又は営業日以内に、預金者等がその預金等を利用することが可能であること。

四　預金保険制度が適用される国又は地域における過去の流動性ストレス期において、当該預金保険制度が適用される金融機関等について、その安定預金の総額のうち実際に払戻しを行った預金等の額の占める割合が三パーセントを下回ること。

（準安定預金）

第二十一条　リテール預金のうち安定預金に該当しないもの（次項において「準安定預金」という。）の資金流出率は、十パーセントとする。